

(別紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）</p> <p>1 適用範囲について</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） その他</p> <p>特別用途食品の表示事項等については、食品表示基準及び本通知のほか、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）、特別用途食品の表示許可等について（平成29年3月31日消食表第188号消費者庁次長通知）及び特定保健用食品の表示許可等について（平成26年10月30日消食表第259号消費者庁次長通知）を確認すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4） 添加物</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ その他</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 調製粉乳及び調製液状乳にあつては、栄養強化の目的で使用されたものであつても、主要な混合物として表示を要するものであること。</p> <p>キ 容器包装に入れないで販売される食品のうち、別添 添加物1～6に掲げる添加物を使用した食品にあつては、当該添加物を使用した旨の表示をするよう、指導すること。</p> <p>なお、その際には、陳列用容器、値札若しくは商品名を表示した札又はこれらに近接した揭示物に表示するよう、指導すること。</p> <p>ク～ス（略）</p>	<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）</p> <p>1 適用範囲について</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） その他</p> <p>特別用途食品の表示事項等については、食品表示基準及び本通知のほか、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）、特別用途食品の表示許可等について（平成28年3月31日消食表第221号消費者庁次長通知）及び特定保健用食品の表示許可等について（平成26年10月30日消食表第259号消費者庁次長通知）を確認すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4） 添加物</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ その他</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 調製粉乳にあつては、栄養強化の目的で使用されたものであつても、<u>従来どおり</u>主要な混合物として表示を要するものであること。</p> <p>キ <u>ばら売り等により</u>販売される食品のうち、別添 添加物1～6に掲げる添加物を使用した食品にあつては、当該添加物を使用した旨の表示をするよう、指導すること。</p> <p>なお、その際には、陳列用容器、値札若しくは商品名を表示した札又はこれらに近接した揭示物に表示するよう、指導すること。</p> <p>ク～ス（略）</p>

(5) 栄養成分の量及び熱量

①・② (略)

③ 食品表示基準第3条第1項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項の2による表示は、次のいずれかの文言を含むこと。

ア 「推定値」

イ 「この表示値は、目安です。」

なお、消費者への的確な情報提供を行う観点から、例えば「日本食品標準成分表〇〇〇年版(〇訂)の計算による推定値」、「サンプル品分析による推定値」など、表示値の設定根拠等を追記することは差し支えない。

④～⑩ (略)

(6)～(10) (略)

(11) 乳児用規格適用食品である旨

①・② (略)

③ 表示の省略について

食品表示基準第3条第3項において乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略できることとしたところであるが、本規定の対象となる食品は、以下の食品である。

ア (健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途食品の)乳児用調製粉乳及び乳児用調製液状乳

イ (健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途食品の病者用食品のうち)アレルギー除去食品及び無乳糖食品のうち、乳児(1歳未満)を対象とした粉乳及び液状乳

ウ (乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第37項及び第38項に規定する)調製粉乳及び調製液状乳

④ (略)

(12)・(13) (略)

(14) 食品表示基準別表第19に定めるもの

①・② (略)

③ 乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品

(5) 栄養成分の量及び熱量

①・② (略)

③ 食品表示基準第3条第1項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項の2による表示は、次のいずれかの文言を含むこと。

ア 「推定値」

イ 「この表示値は、目安です。」

なお、消費者への的確な情報提供を行う観点から、例えば「日本食品標準成分表2010の計算による推定値」、「サンプル品分析による推定値」など、表示値の設定根拠等を追記することは差し支えない。

④～⑩ (略)

(6)～(10) (略)

(11) 乳児用規格適用食品である旨

①・② (略)

③ 表示の省略について

食品表示基準第3条第3項において乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略できることとしたところであるが、本規定の対象となる食品は、以下の食品である。なお、以下の食品は全て、いわゆる「粉ミルク」である。

ア (健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途食品の)乳児用調製粉乳

イ (健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途食品の病者用食品のうち)アレルギー除去食品及び無乳糖食品のうち、乳児(1歳未満)を対象としたいわゆる粉ミルク

ウ (乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第37項に規定する)調製粉乳

④ (略)

(12)・(13) (略)

(14) 食品表示基準別表第19に定めるもの

①・② (略)

③ 乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品

ア～ウ (略)

エ 主要原料、主要混合物

(ア) (略)

(イ) 調製粉乳及び調製液状乳における主要な混合物とは、乳又は乳製品以外に混合したもののうち主要なもの及び量の多少にかかわらず製品の組成に必要不可欠なものをいうこと。

(ウ) (略)

オ その他

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 調製液状乳にあつては、調製粉乳と同様に、乳又は乳製品以外に混合したもののうち主要なもの及び量の多少にかかわらずその製品の組成に必要不可欠なものの名称及びその重量百分率を表示すること。

④～⑫ (略)

⑬ 無菌充填豆腐

無菌充填豆腐については、主要面等、消費者にとって分かりやすい場所に「常温保存可能品」の文字を表示すること。また、開封後はできる限り早く消費すること、開封後保存する場合は、10度以下に冷却して保存すること等その適正な取扱いを容器包装に表示すること等により、消費者の啓発を十分に図ること。

また、一括表示の保存方法の欄に「冷蔵すること」、「冷蔵庫に保存」、「冷蔵保存すること」、「要冷蔵」等、冷蔵保存が必要である旨を表示する場合は、「常温保存可能品」の文字を表示してはならない。

なお、「常温保存可能品」の文字を表示した場合であっても、一括表示以外の場所に、保存の方法としてではなく、当該豆腐の食べ方として、「冷やしてお召し上がりください」等の文字を表示することは差し支えない。

2・3 (略)

4 任意表示

(1) (略)

(2) 栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨

① 共通事項

ア～エ (略)

オ 相対表示（「強化された旨の表示」（食品表示基準第7条及び第21条の表の栄養成分の補給ができる旨の項の3）及び「低減された旨の表示」（食品表示基準第7条及び第21条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項の3））については、以下のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 主要原料、主要混合物

(ア) (略)

(イ) 調製粉乳における主要な混合物とは、乳又は乳製品以外に混合したもののうち主要なもの及び量の多少にかかわらず製品の組成に必要不可欠なものをいうこと。

(ウ) (略)

オ その他

(ア)～(ウ) (略)

(新設)

④～⑫ (略)

(新設)

2・3 (略)

4 任意表示

(1) (略)

(2) 栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨

① 共通事項

ア～エ (略)

オ 相対表示（「強化された旨の表示」（食品表示基準第7条及び第21条の表の栄養成分の補給ができる旨の項の3）及び「低減された旨の表示」（食品表示基準第7条及び第21条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項の3））については、以下のとおりとする。

(ア) 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項（食品表示基準第7条の表の栄養成分の補給ができる旨の項の3の一及び同表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項の3の一）は、「自社従来品〇〇〇」、「日本食品標準成分表〇〇〇年版（〇訂）」、「コーヒー飲料標準品」等当該食品を特定するために必要な事項を表示すること。

(イ)・(ウ) (略)

カ・キ (略)

②・③ (略)

(3)・(4) (略)

5 表示の方式

(1)～(3) (略)

(4) 栄養成分表示

①～④ (略)

⑤ 最小表示の位は、次のとおりとする。

なお、位を下げることを妨げるものではなく、その場合は、その下の位を四捨五入して表示する。

(略)	(略)	(略)	(略)
n-6系脂肪酸	(略)	(略)	(略)
コレステロール	1の位 ^{※1}	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
銅	(略)	(略)	(略)
ナトリウム	1の位 ^{※1}	葉酸	(略)
食塩相当量	(略)	熱量	1の位 ^{※1}

※1・※2 (略)

⑥～⑨ (略)

6・7 (略)

(生鮮食品)

1 義務表示事項

(1)～(4) (略)

(5) 食品表示基準別表第24に定めるもの

① アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、び

(ア) 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項（食品表示基準第7条の表の栄養成分の補給ができる旨の項の3の一及び同表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項の3の一）は、「自社従来品〇〇〇」、「日本食品標準成分表2010 〇〇〇」、「コーヒー飲料標準品」等当該食品を特定するために必要な事項を表示すること。

(イ)・(ウ) (略)

カ・キ (略)

②・③ (略)

(3)・(4) (略)

5 表示の方式

(1)～(3) (略)

(4) 栄養成分表示

①～④ (略)

⑤ 最小表示の位は、次のとおりとする。

なお、位を下げることを妨げるものではなく、その場合は、その下の位を四捨五入して表示する。

(略)	(略)	(略)	(略)
n-6系脂肪酸	(略)	(略)	(略)
コレステロール	1の位	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
銅	(略)	(略)	(略)
ナトリウム	1の位	葉酸	(略)
食塩相当量	(略)	熱量	1の位

※1・※2 (略)

⑥～⑨ (略)

6・7 (略)

(生鮮食品)

1 義務表示事項

(1)～(4) (略)

(5) 食品表示基準別表第24に定めるもの

① あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごに関する事項

わ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに関する事項

別添 添加物 1-6 の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物及びこれを含む製剤を使用した アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごを、容器包装に入れないで消費者に販売する場合であっても、これを使用した旨の表示を行うよう食品関連事業者に指導すること。

②～⑥ (略)

2～4 (略)

(添加物)・(附則) (略)

別添 添加物 1-1～別添 添加物 1-5 (略)

別添 添加物 1-6

容器包装に入れないで販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一覧

1・2 (略)

別添 添加物 2-1～別添 添加物 2-3 (略)

別添 栄養成分等の分析方法等 (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

第1～第3 (略)

別表 1

特定原材料等の範囲

特定原材料等	分類番号 (1)	分類番号 (2)	大分類	中分類	小分類
(略)					
乳			乳	(略)	
分類は食品衛生法乳等省令			乳製品	(略)	
			//	調製粉乳	
			//	<u>調製液状乳</u>	

別添 添加物 1-6 の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物及びこれを含む製剤を使用したあんず、おうとう、かんきつ類 (みかんを除く)、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごを、容器包装に入れないで消費者に販売する場合であっても、これを使用した旨の表示を行うよう食品関連事業者に指導すること。

②～⑥ (略)

2～4 (略)

(添加物)・(附則) (略)

別添 添加物 1-1～別添 添加物 1-5 (略)

別添 添加物 1-6

ばら売り等により販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一覧

1・2 (略)

別添 添加物 2-1～別添 添加物 2-3 (略)

別添 栄養成分等の分析方法等 (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

第1～第3 (略)

別表 1

特定原材料等の範囲

特定原材料等	分類番号 (1)	分類番号 (2)	大分類	中分類	小分類
(略)					
乳			乳	(略)	
分類は食品衛生法乳等省令			乳製品	(略)	
			//	調製粉乳	
			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

に準じる 牛乳及び チーズを 含む ゼラチ ン			//	発酵乳	
			//	(略)	
			乳又は乳製品を主原料 とする食品		

別表2・別表3 (略)

別添 アレルゲンを含む食品の検査方法～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)

に準じる 牛乳及び チーズを 含む ゼラチ ン			//	発酵乳	
			//	(略)	
			乳又は乳製品を主原料 とする食品		

別表2・別表3 (略)

別添 アレルゲンを含む食品の検査方法～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)